

(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第10条第1項の意見

1 総括的事項

(1) 本事業計画は、宮城県刈田郡七ヶ宿町と同県白石市の行政界付近の山稜上において、発電出力最大29,600キロワット規模の大規模風力発電所を新規に設置しようとするものであるが、現在、その関係地域は奥羽山地の中程にあって非常に自然豊かで閑静な場所となっており、その実現により生活環境及び自然環境へ相当な影響が生じることが予想されるため、既存の地形を最大限活用して、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用するなど、事業実施による環境影響を最大限低減するような計画とすること。

(2) 対象事業実施区域から、まとまりのある自然植生、生物相の豊かな場所、主要な眺望点からの眺望に著しい影響を及ぼす場所等の風力発電事業との併存に困難があることが明らかな地域を極力除外すること。

また、本事業計画の実施に当たり、主要機材を海上輸送し、相馬港にて陸揚げした上で、対象事業実施区域まで運搬することを想定していることから、相馬港から主要機材を運搬する沿道も含めて、関係各所に存在する住宅、学校、病院、重要な野生生物生息地、景観資源、文化財、交通等に支障を来さないようにすること。

(3) 計画施設として、風力発電機、変電・変圧設備、系統連系先の送電線への接続設備等を設置する計画とのことであるが、基礎構造、配置、配線等を含めて構造設計等が十分に明らかにされていないため、構造設計図、工事の段取り等を含めて、今後、十分に検討を加えて、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)においては、それらの具体的な内容を明らかにすること。

特に、風力発電機の基本構造については、最近、強風等による倒伏破損等の事故が多発していることから、十分な強度が確保されているか否か、その設計状況を明らかにすること。

(4) 本計画施設は長期間にわたる使用が想定されていることから、稼働中は適切な維持管理及び設備更新等を行うことにより、経時劣化による環境影響の増加がないように計画すること。

(5) 本事業計画の実施に伴い使用する建設機械、車両、資材の搬出入及びその経路等については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、道路拡幅等を含めて予め綿密に検討すること。

なお、工事の段取りについて予め明らかにするとともに、土地の造成工事については、防災調節池等の防災工事を先行実施する計画とすること。

(6) 本事業計画の実施までに長期間を要する場合には、その関係地域の社会環境、生活環境又は自然環境の変化の状況を踏まえ、計画を適切に再検討すること。

(7) 環境影響評価を実施するに当たっては、その基礎となる資料の収集に十全を期し、最新の知見及び評価手法を採用するとともに、住宅等の分布、地形その他社会的自然的状況等の多面的な視点から複数案を検討して、綿密な調査の実施により、太陽光発電施設及び関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、当該関係地域への環境影響が最小になるようにすること。

なお、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてそれらを見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

(8) 本事業計画の実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、必要な情報の事前周知、十分な説明と意見の聴取を確実に進めるとともに、当該関係地域が現在、自然豊かで極めて閑静であることを踏まえ、事業者として、当該住民等の一番の不安がどこにあるのか、細心の注意を怠りなくすること。

なお、環境影響評価の実施に当たっては、当該関係地域の現状の的確な把握が不可欠なため、準備書の作成に当たっては、当該地域の要所の現場写真を使用する等して、閲覧者が地域事情について、視覚的にも十分な情報を得て理解が深められるようにすること。

(9) 本事業計画に近接して、別の事業者による別の大規模な風力電源開発計画の進行が明らかとなっていることから、関係事業者間での協力を努めて両事業計画による環境影響の累積的な効果について検討を追加し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(10) 事後調査の計画については、予め想定される追加保全措置を含めて綿密に検討して、その結果を準備書に具体的に記載すること。

また、今後、環境影響評価手続きの各段階において、できるだけ多くの環境影響評価項目について、できるだけ多くの有識者に対するヒアリングを実施すること。

2 大気質について

本事業計画の関係地域は、現在、閑静な複数の住宅、田畑、多様な野生生物相その他自然環境等が共存調和している場所となっていること、また、主要機材を海上輸送し、相馬港にて陸揚げした上で、対象事業実施区域まで運搬することを想定していることから、造成工事等の施工、工所用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、相馬港から主要機材を運搬する沿道も含めて、当該地域の地形や気象状況等を踏まえ、関係地域住民の生活、田畑、野生生物相その他自然環境等に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な低減が図られるように検討して、その結果を準備書に具体的に記載すること。

3 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 本事業計画の関係地域は、現在、閑静な複数の住宅、田畑、多様な野生生物相その他自然環境等が共存調和している場所となっていること、また、主要機材を海上輸送し、相馬港にて陸揚げした上で、対象事業実施区域まで運搬することを想定していることから、造成工事等の施工、工事中資材の輸送等に伴い発生する騒音、振動等については、相馬港から主要機材を運搬する沿道も含めて、当該地域の地形や気象状況等を踏まえ、関係地域住民の生活、田畑、野生生物相その他自然環境等に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な低減が図られるように検討して、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (2) 本事業計画の関係地域は、現在、閑静な複数の住宅、田畑、多様な野生生物相その他自然環境等が共存調和している場所となっていることから、計画施設完成後、大型風力発電機の稼働に伴い発生する騒音、振動、低周波音等については、当該地域の地形や気象状況等を踏まえ、関係地域住民の生活、田畑、野生生物相その他自然環境等に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な低減が図られるように検討して、その結果を準備書に具体的に記載すること。

4 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、渡り鳥の渡り経路となっているほか、コウモリ類や鳥類等の移動性の高い動物の採餌場となっている可能性があるため、それらの実態が把握できるよう、十全な現地調査の計画を追加すること。

なお、伊達郡桑折町の半田銀山址の廃坑は、コウモリ類の重要な生息地となっており、コウモリ類の中には、採餌のために一晩で10キロメートル以上往復移動する事例も多数知られていることから、計画施設稼働中におけるコウモリ類への影響の予測及び評価については、半田銀山址及びその周辺におけるコウモリ類の生息の実状を現地調査にて把握し、その結果を確実に反映すること。

また、顕花植物の種同定については、必要に応じて花の形態の観察もすること。

- (2) 本事業計画の実施に伴い大規模に森林を伐開することが想定されているため、林縁効果について考察を加え、補植計画等の適切な代償措置を策定して、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

計画施設の大きさ、形、塗色、配置等については、不調和や異質感を感じさせる等の景観やそれに伴う人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が懸念されることから、それらへの影響について十分な低減が図られるように検討を加えて、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に係る現地調査地点については、福島県側からの登山者の利用需要のある萬歳楽山及び半田山において、対象事業実施区域方向が眺望できる地点を探索して、それらを追加選定すること。

6 放射線の量について

対象事業実施区域及びその周辺の地域事情を踏まえ、本事業計画の実施に伴う土地改変等のため放射性物質を飛散させるおそれを否定できないことから、予め当該山林の土壌等に含まれる放射性物質の状況等の把握に十全を期すこと。

7 その他

- (1) 本事業計画の関係地域には、現在、道路事情が良くない場所も含まれるため、資材の運搬等のために使用することが想定される道路について、交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 計画施設の稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等について予め検討し、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。

以上